



平成 23 年 3 月 31 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 荒 木 壽 一
(コード番号： 7873 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 せ 先： 常 務 取 締 役 土 生 田 充 功
TEL： 06 (6260) 1801

企業再生支援機構によるアークへの支援決定のお知らせ

株式会社アーク（以下、「当社」といいます。）は、平成 23 年 3 月 31 日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社安田製作所、昭和精機工業株式会社、岐阜精機工業株式会社、株式会社ソルプラス、相模原部品工業株式会社、クローバー電子工業株式会社及び東邦システム株式会社（当社及び上記子会社 7 社を総称して、以下、「当社ら」といい、当社及び当社連結子会社 67 社を総称して、以下、「当社グループ」といいます。）並びに株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下、「三菱東京 UFJ 銀行」といいます。）とともに、株式会社企業再生支援機構（以下、「機構」といいます。）に対して、事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）に対する支援の申込みを行うことを決議した上でその申込みを行い、同日、機構から支援決定の通知を受けました。

今後、当社は機構による支援を受けながら、金融支援の具体的な内容について、当社らに対して一定額以上の金融債権を有する取引先金融機関（以下、「主要取引先金融機関」といいます。）及び機構との間でそれぞれ協議を行っていく予定です（機構に対する支援申込み及び支援決定、並びに機構及び主要取引先金融機関による当社らに対する金融支援を総称して、以下、「本件」といいます。）。

なお、当社普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部（以下、「東証」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（以下、「JASDAQ」といいます。）に上場しておりますが、本件後も引き続き上場は維持されるものと考えております。また、本件の実行は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において、(i)後述する A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式（総称して、以下、「本優先株式」といいます。）の発行（以下、「本優先株式発行」といいます。）に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更並びに(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構において、株式会社企業再生支援機構法（以下、「機構法」といいます。）第 28 条第 1 項に定める債権の買取決定（以下、「買取決定」といいます。）及び機構法第 31 条第 1 項に定める当社に対する出資決定（以下、「出資決定」といいます。）がなされること並びに③その他関係法令に基づき必要とされる諸手続が完了することを条件としております。

I. 本件の目的

当社は、工業用デザインモデル分野における最高水準の技術力を背景に、国内トップシェアを有し、日本の基幹産業である自動車業界及び電機業界の開発活動を長年に亘り支えてまいりました。その結果、大手自動車メーカー及び民生機器メーカーを主要顧客として強固な取引関係とブランド力を確立しております。

また、当社は、工業用デザインモデル事業（開発支援事業）を軸として、工業用製品の新品開発における上流から下流までの一連の工程である、企画、デザイン、設計、試作モデル、金型、成形加工及び組立工程に至るまでのワンストップサービスを提供する事業（フルラインネットワーク）を全世界規模で展開することを目指し、平成 12 年以降、積極的な M&A 展開により事業規模を急拡大させてまいりました。その結果、平成 12 年 3 月期には連結売上高 139 億円、連結子会社 7 社の規模から、平成 19 年 3 月期には連結子会社 180 社の規模になり、平成 20 年 3 月期には連結売上高 3,833 億円ま

で拡大を果たしました。

しかしながら、M&Aによる急速な事業拡大に伴う連結経営管理体制が整備されない状況において世界経済の後退局面に直面し、拡大局面は終焉を迎えることとなりました。かかる状況下、当社グループ各社の経営・文化には介入しないことを標榜した「連峰経営」（注：当社による造語）も足かせとなり、当初企図したシナジー創出に至らないばかりか、業績不振企業への対応も大幅に遅れ、当社グループ全体の収益力は低下の一途を辿り、M&A資金の調達のため増加した有利子負債（平成20年3月期末時点における総額は1,501億円）も、収益力の低下に伴い、重荷となりました。

これを受け、当社は平成21年7月に中期経営計画「ARRK24」を策定し、従来の当社グループ各社の自主性を尊重した経営体制（連峰経営）を改め、当社グループ各社の経営管理を更に強化した体制（連結経営）を構築することに方針を転換しました。当社は、かかる方針転換に伴い、業績不振となった子会社及び非コア事業の子会社の整理を進め、その結果、ピーク時には180社に上った連結子会社数は、現在までに67社に整理され、これに伴い当社グループの有利子負債もピーク時の約半分にまで削減されました。

しかしながら、前記の子会社売却に伴う損失、業績悪化に伴う減損損失、事業構造改善費用の計上等を余儀なくされ、当社グループの自己資本は大きく毀損する結果となり、平成22年12月末には、連結自己資本比率は2.7%にまで低下したことに加え、収益力に見合う程度に有利子負債を圧縮することもできませんでした。また、平成22年4月以降、当社をはじめ子会社数社においては、一部の取引先金融機関の協力を得て元本返済の猶予を得ている状況にあります。

当社グループが最高水準の技術力を背景に築き上げた大手自動車メーカー及び民生機器メーカーとの強固な取引関係並びにブランド力を生かし、持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を更に強化した体制（連結経営）の構築及び更なるグループ再編を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっております。しかしながら、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っております。

かかる事態を打開するため、当社らは、平成21年7月以降、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化を検討しており、あらゆる選択肢を検討する中で、①債権者間（特に取引先銀行）の利害調整等の対応が可能であること、②新規出資が可能であること、③事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること等から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断し、当社らの主力取引銀行である、みずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行と協議の上、公的な役割を担う法人であり、かつ、事業再生の専門家である機構に事前相談を行いました。その後、機構による当社の資産等の査定及び当社らによる本事業再生計画の検討を経て、この度、機構に対し再生支援を申し込み、事業価値の毀損を最小限に抑えながら、透明かつ公正な手続により、主要取引先金融機関に対し金融支援を依頼するとともに、機構に対し出資を依頼することを通じて、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることといたしました。

II. 事業再生計画の概要

機構に提出した平成26年3月期までの本事業再生計画では、世界4極（日本・アジア・欧州・北米）における工業製品の新品開発を支援することを目的として、当社グループの競争優位性を最大限活かせるように、選択と集中の徹底を図ることを、当社グループの事業再生の基本方針としております。

当社グループは、①最高水準の開発支援スキル、②グローバルなネットワーク、③金型分野の高度技術・知見及び④開発主導で生じる少量品一括受注への対応力（開発から金型・成形までの一括受注体制）というグループとしての競争優位性を有しておりますが、前記のとおり連結経営管理体制を欠いた企業群を形成してきたことから経営資源が分散し、グループとして保有するこれらの能力が有効に活用されていない状況にあります。

そこで、当社は、上記方針に基づき、主要取引先金融機関による金融支援並びに機構による出資及び事業支援を受け、当社グループ一丸となって経営改革に臨む所存であります。

1. 事業計画

上記の基本方針を実現するための本事業再生計画における事業計画の骨子は以下のとおりです。

(1) 選択と集中の徹底

当社グループは、開発支援に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、以下のとおり、中核能力の維持強化につながる事業を存続事業（以下、「コア事業」といいます。）、それ以外の事業を撤退事業として、事業領域の再設定を行います。

① 開発支援事業

前記のとおり、上流工程である開発支援事業に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、今後もコア事業として、維持強化を図ります。

② 金型事業

下流工程のうち金型事業については、コア事業と位置付けますが、今後は開発支援事業と連携する少量品一括受注への対応及び開発支援事業に資する技術蓄積を一義的な目的とし、適正な利益獲得が図れる規模に縮小します。

③ 成形事業

下流工程のうち特に日本国内の成形事業については、開発支援事業と連携する少量品領域のみをコア事業と位置付け、量産領域からは撤退します。

④ その他事業

上記以外の事業については撤退します。

(2) コア事業の強化

コア事業を中心にグループ間でのより一層の事業連携を進めることでシナジーを実現するとともに、更なる収益体質の強化を図ります。その具体的な方針は以下のとおりです。

① 国内生産拠点集約と選別受注の強化

国内金型・成形事業については、需要が減少する中、効率的な拠点体制が構築できていないため、過剰供給能力を抱えており、低採算案件を受注せざるを得ないことから、収益性が低下しております。今後は、グループ子会社の再編、拠点集約及び工場間分業体制の確立によって、国内生産体制の最適化（当最適化に伴う人件費の最適化を含みます。）を図るとともに、適正な利益水準を維持できる案件のみを選別受注する体制を整えることで、収益体質の強化を図ります。

② 国内及びアジアにおける少量品一括受注の拡大

国内及びアジアにおいて、当社グループの競争優位性が最大限に発揮される少量品一括受注について、既存顧客との取引関係の深化、顧客拡大のための施策を検討します。

③ 欧米グループ間シナジーの創出

欧州域内において、グループ子会社間における顧客紹介等のクロスセルを中心とする営業施策を策定・推進するとともに、欧州・北米におけるグループ子会社相互での各々の顧客へのサービス提供を検討します。

(3) 経営管理体制の強化

① グループ子会社の管理強化

グループ管理の効率化を図り、事業環境の変化に迅速に対応するためのモニタリング体制を更に強化するとともに、当社がグループ連携の推進機能も果たします。

② 当社の収益管理強化

当社は足元の経済不況に伴う業績不振に対応すべく、人員削減を含むコスト削減策を速やかに断行してきました。今後は、将来的な価格競争の激化を見据え、収益性の更なる向上に努めます。具体的には、原価管理強化などの諸施策を通して収益管理を徹底し、受注価格のコントロールの精密化を図り、海外生産拠点の活用を含めた低コスト化を検

討します。

(4) 組織運営及び人事政策の改革

抜本的事業再構築の推進、連結経営体制の整備及び地道なコスト削減努力を着実に推進し、持続的な競争力強化を実現するために、組織運営・人事政策を改革します。

2. 金融支援

(1) 金融支援の概要

当社は、機構による支援手続の一環として、過剰債務の解消を図るべく、①主要取引先金融機関に対する債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））及び債権放棄を要請いたします。また、本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保するため、②機構に対する第三者割当増資による資金調達を実施いたします。さらに、③当面の運転資金等の確保等のため、みずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行に対し、新規の融資枠の設定を依頼するとともに、機構から一定額のコミットメントラインの設定を受けることを予定しています。

(2) 直近の財務状況

当社は、直近四半期末である平成22年12月末時点において、連結ベースでの純資産額が7,131百万円、自己資本比率が2.7%、有利子負債対純資産倍率が10.53倍となっており、早急に財務基盤の強化を図ることが必要と考えております。また、本日別途開示しております「業績予想の修正、特別損失の発生及び繰延税金資産の取り崩しに関するお知らせ」に記載のとおり、平成23年3月期の通期の連結業績予想は、11,000百万円の当期純損失となっております。

(3) 金融支援の具体的内容

① デット・エクイティ・スワップ（DES）

当社は、過剰債務の解消を図るべく、主要取引先金融機関に対して、最大で総額約205億8千万円の債務の株式化（以下、「本DES」といいます。）を要請いたします。かかる要請に応じた主要取引先金融機関に対してB種優先株式が第三者割当により発行され、また、機構に対してC種優先株式が第三者割当により発行される予定であり、B種優先株式及びC種優先株式の発行に伴い、当社の有利子負債が約205億8千万円減少する予定です。

具体的には、機構の支援決定の対象となった当社子会社の債務につき、当社が免責的債務引受けを行い、当社らの債務の集約化を行った後、主要取引先金融機関が当社に対して保有する金融債権の一部を現物出資いただくこととし、当該主要取引先金融機関に現物出資いただく債権額に応じたB種優先株式の第三者割当を行うことを予定しております。但し、今後の主要取引先金融機関との協議を踏まえ、機構が主要取引先金融機関から債権の買取りを行った場合、機構に当該買取債権を現物出資いただき、機構に対して当該現物出資いただく債権額に応じたC種優先株式の第三者割当を行うことを予定しております。

主要取引先金融機関に割り当てることを予定するB種優先株式及び機構に割り当てることとなる可能性のあるC種優先株式は、株主総会における議決権を有しない予定であるため、B種優先株式及びC種優先株式の発行による既存株主の議決権の希薄化は当該発行時には実現しません。但し、B種優先株式には、株主が払込日から5年後以降いつでもB種優先株式1株につき3株の普通株式を取得できる取得請求権及び当社が払込日から1年後以降いつでもB種優先株式1株につき3株の普通株式を交付してB種優先株式を取得できる取得条項を付す予定となっております。また、C種優先株式には、株主

が払込日から1年後以降いつでも、C種優先株式1株につき3株の普通株式を取得できる取得請求権及び当社が払込日から1年後以降いつでもC種優先株式1株につき3株の普通株式を交付してC種優先株式を取得できる取得条項を付す予定となっております。したがって、これら本DESに係るB種優先株式及びC種優先株式の発行に伴う潜在的な議決権の希薄化率は、約208%となります。

本DESの詳細は、下記「IV. 第三者割当による優先株式の発行について（予定）」をご参照下さい。

なお、B種優先株式及びC種優先株式の発行は、①平成23年6月21日開催予定の当社定時株主総会において、(i)本優先株式発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更及び(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること並びに③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件としております。

② 債権放棄

本DESに加え、過剰債務の解消を図るべく、主要取引先金融機関に対して、最大で総額約28億1千万円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）（但し、別途約10億2千万円の保証履行請求権の放棄を依頼します。）を要請いたします。

なお、本債権放棄額は、下記のとおり当社の直前事業年度の末日である平成22年3月31日における債務の総額の10%を超えておりません。また、平成23年3月31日における債務の総額の10%を超えないものと見込んでおります。

直前事業年度の末日（平成22年3月31日）の債務の総額に対する割合

債権放棄の額（単体）	最大で約28億1千万円
直前事業年度の末日の債務の総額（単体）（注）	480億円
直前事業年度の末日の債務の総額に対する債権放棄の額の割合	最大で約5.9%

（注）「債務の総額」とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものであり、保証債務等の偶発債務を含んでおりません。

③ 資金調達

本DES及び本債権放棄を実施した場合でも、当社の自己資本比率は、不確実性を増す世界経済の変化に対応できるだけの十分な水準に達しないこと、「1. 事業計画」に記載の各種施策を実行するためには一定の長期資金が必要であること等が見込まれます。

そのため、当社は、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、機構に対する種類株式（A種優先株式）による総額90億円の第三者割当増資を実施いたします（以下、「本資金調達」といいます。）。

機構に割り当てる予定のA種優先株式は、株主総会における議決権を有し、A種優先株式の発行による既存株主の議決権の希薄化率は約220%となります。また、A種優先株式には、払込日から1年後以降10年間はいつでも、その保有者がA種優先株式1株につき4株の普通株式を取得できる取得請求権を付す予定となっており、さらに当該取得請求が可能な期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合は、その直後の営業日）には、取得請求のなかった全てのA種優先株式につき、A種優先株式1株当たり普通株式4株の交付をもって当社が一斉に取得する、普通株式を対価とする取得条項を付す予定となっております。これら取得請求権及び取得条項によるA種優先株式の発行による潜在的

な議決権の希薄化率は約 881%となります。この潜在的な希薄化率と、前記の本 DES における B 種優先株式及び C 種優先株式の発行による潜在的な希薄化率を合計した場合、約 1,090%の希薄化が生じる可能性があります。

本資金調達の詳細については、下記「Ⅳ. 第三者割当による優先株式の発行について（予定）」をご参照下さい。

なお、A 種優先株式の発行は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の当社定時株主総会において、(i)本優先株式発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更及び(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること並びに③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件としております。

④ 運転資金等

当社は、主要取引先金融機関のうち、みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行に対し、本日以降 A 種優先株式に係る機構の払込みの日（以下、「出資実行日」といいます。）の前日までの間、本事業再生計画の遂行に必要な運転資金として、それぞれ限度額金 10 億円の新規の融資枠の設定を依頼します。また、当社は、機構から、(i)買取決定の日以降平成 23 年 12 月 27 日までの間、上記のみずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行による新規融資を補完するもの（当該新規融資の未使用枠が零になった後に実行されるもの）として、総額 5 億円のコミットメントラインの設定及び(ii)出資実行日の 5 営業日後以降 1 年間、当社グループの海外子会社と外国金融機関等との円滑な金融関係維持のための必要資金として、総額 69 億円のコミットメントラインの設定をそれぞれ受けることを予定しております。

(4) 金融支援による当社財務への影響

平成 22 年 12 月末における連結純資産額は 7,131 百万円であり、また本日別途開示しております「業績予想の修正、特別損失の発生及び繰延税金資産の取り崩しに関するお知らせ」に記載のとおり、平成 23 年 3 月期の通期の連結業績予想は、11,000 百万円の当期純損失となっておりますが、前記の本資金調達により、当社は総額 90 億円の資金を調達することとなり、本 DES により当社の有利子負債が約 205 億 8 千万円減少し、加えて本債権放棄により有利子負債が最大約 28 億 1 千万円減少することから、強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。なお、本資金調達及び本 DES により、合計で、資本金の額が約 148 億 1 千万円増加し、資本準備金の額が約 147 億 7 千万円増加する予定です。

(5) 既存株主への影響

前記 (3) のとおり、本 DES における B 種優先株式及び C 種優先株式の発行並びに本資金調達における A 種優先株式の発行に伴い、既存の普通株式について議決権の希薄化が発生する予定です。しかしながら、かかる議決権の希薄化は、以下の理由により、上場廃止基準に抵触せず、東証及び JASDAQ の両市場における当社普通株式の上場は維持されるものと考えております。

議決権の希薄化率が 300%を超える第三者割当増資に係る決議又は決定が行われた場合、東証における有価証券上場規程施行規則第 601 条第 13 項第 6 号及び JASDAQ における有価証券上場規程に関する取扱要領 43(15) f には、それぞれ「株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合」（東証）及び「第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合」（JASDAQ）を除き、上場廃止基準の 1 つである、株主の権利が不当に制限されていると認められる場合に該当する旨の規定があります。

本 DES 及び本資金調達に伴い 300%を大きく上回る希薄化が生じることが想定されますが、本 DES 及び本資金調達に関しましては、①本資金調達は機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構に対する第三者割当増資により行われるものであり、公的資金による救済としての側面を有すること、②機構以外の主要取引先金融機関に対して割り当てられる株式（B 種優先株式）に係る潜在的な希薄化率は最大で約 208%と 300%を超えないこと、③本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること、並びに、④本優先株式発行及び発行可能株式総数の増加に係る定款変更並びに本優先株式発行について、平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会に付議される予定であり、株主の承認を得た上で適法に手続が遂行される予定であること等に鑑み、本 DES 及び本資金調達に関しては、「株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合」（東証）及び「第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合」（JASDAQ）のそれぞれに該当し、希薄化率が 300%を超える第三者割当増資であっても、上場廃止基準には該当せず、引き続き、両市場における当社普通株式の上場は維持されるものと考えております。

Ⅲ. 本件の日程

平成 23 年	3 月 31 日	(木)	機構に対する支援申込みに係る取締役会決議（注 1） 機構に対する支援申込み 機構による支援決定
	5 月下旬		定時株主総会の招集に係る取締役会決議（予定）
	6 月 21 日	(火)	定時株主総会（予定） 定款変更の承認 本優先株式発行の承認
	6 月 23 日	(木)	機構による買取決定及び出資決定（予定） 本優先株式の割当先の確定に係る取締役会決議（予定）
	8 月下旬		本 DES 及び本資金調達に係る払込みの完了（予定）
	8 月下旬		臨時株主総会（予定）（役員選任）（注 2） 代表取締役の異動（予定）

（注 1）本優先株式に係る発行決議は、平成 23 年 5 月下旬に行うことを予定しています。

（注 2）平成 23 年 8 月下旬に発行予定の A 種優先株式を取得する機構に対して、会社法第 124 条第 4 項に基づき、平成 23 年 8 月下旬開催予定の当社臨時株主総会において当該株式に係る議決権を付与する予定です。

Ⅳ. 第三者割当による優先株式の発行について（予定）

当社は、機構からの支援決定の通知を受け、第三者割当の方法による本優先株式発行を下記概要のとおり予定しております。なお、B 種優先株式については、主要取引先金融機関に割り当てることを予定しておりますが、今後の主要取引先金融機関との協議を踏まえ、機構による買取決定予定日である平成 23 年 6 月 23 日まで（同日を含みます。）に機構が主要取引先金融機関から当社に対する債権の買取決定を行った場合、当該債権の現物出資による当該主要取引先金融機関に対する B 種優先株式の発行に代えて、当該債権の現物出資による機構に対する C 種優先株式の発行を行うことを予定しております。なお、当社は、平成 23 年 5 月下旬に、取締役会において本優先株式に係る発行決議及び

定時株主総会への付議決議を行い、平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会における決議を経た後、平成 23 年 6 月 23 日に予定されている機構による買取決定等を踏まえ、取締役会において最終的な割当先を確定する予定です。

本優先株式発行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、当社といたしましては、本優先株式発行後も引き続き、東証及び JASDAQ における当社普通株式の上場は維持されるものと考えております。

なお、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の詳細につきましては、別紙Ⅳ-11 をご参照下さい。

1. 募集の概要

(1) A 種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月下旬（予定）
② 発行新株式数	150,000,000 株
③ 発行価額	1 株につき金 60 円
④ 調達資金の額	9,000,000,000 円
⑤ 募集方法又は割当方法	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
⑥ その他	上記の各項目は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において、(i)本優先株式発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更並びに(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件としております。

(2) B 種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月下旬（予定）
② 発行新株式数	47,305,403 株（上限）
③ 発行価額	1 株につき金 435 円
④ 調達資金の額	B 種優先株式の発行は DES の手法を採用するため、資金調達は行いません。なお、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行により、当社の有利子負債が総額約 205 億 8 千万円減少することとなります。また、本 DES の対象となる債権は、本 DES の実行時点で主要取引先金融機関が当社に対して有する金融債権の一部となります。
⑤ 募集方法又は割当方法	第三者割当の方法により、みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行を含む、主要取引先金融機関に割り当てることを予定しております。なお、平成 23 年 6 月 23 日に予定されている機構による買取決定等を踏まえ、取締役会において最終的な割当先を確定する予定であり、決定次第速やかに公表いたします。
⑥ その他	上記の各項目は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主

	<p>総会において、(i)本優先株式発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更並びに(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件としております。</p>
--	---

(3) C種優先株式の概要

① 払込期日	平成 23 年 8 月下旬 (予定)
② 発行新株式数	47,305,403 株 (上限)
③ 発行価額	1 株につき金 435 円
④ 調達資金の額	C 種優先株式の発行は DES の手法を採用するため、資金調達は行いません。なお、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行により、当社の有利子負債は総額約 205 億 8 千万円減少することとなります。また、本 DES の対象となる債権は、機構が主要取引先金融機関から買取りを行った場合に、当社に対して保有する金融債権となります。
⑤ 募集方法又は割当方法	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
⑥ その他	上記の各項目は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において、(i)本優先株式発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更並びに(iii)本優先株式発行に係る承認がなされること、②機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件としております。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本件の目的」に記載のとおり、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を強化するとともに、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状の改善が必要であります。したがって、本事業再生計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、主要取引先金融機関に対する DES 及び債権放棄の要請を行うとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、機構に対する A 種優先株式の第三者割当による資金調達を行うものです。なお、上記「II. 事業再生計画の概要」に記載のとおり、本優先株式発行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、事業の選択と集中の徹底を基本方針とする本事業再生計画の遂行にあたっては、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人であり、かつ、事業再生の専門家である機構に当社の議決権総数の 3 分の 2 超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にとっても、最善の方法であると判断し、機構に対して株主総会における議決権のある A 種優先株式を割り当てることにいたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) A種優先株式

① 調達する資金の額

1. 払込金額の総額	9,000,000,000円
2. 発行諸費用の概算額 (内訳：登記関係費用及びアドバイザー費用等)	60,000,000円
3. 差引手取概算額	8,940,000,000円

② 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
1. 国内外の更新設備投資資金	45.5億円	平成23年9月～ 平成24年3月
国内	12.5億円	
アジア	22.5億円	
欧州	9.5億円	
北米	1.0億円	
2. 構造改革費用	44.5億円	平成23年9月～ 平成25年3月
グループ再編資金等 (拠点集約、海外子会社整理費用等)	27.0億円	
その他 (アドバイザー費用、予備費等)	17.5億円	

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) B種優先株式及びC種優先株式

① 調達する資金の額

B種優先株式及びC種優先株式の発行はDESの手法を採用するため、資金調達は行いません。

② 調達する資金の具体的な用途

上記のとおり、資金調達は行いません。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

上記「I. 本件の目的」及び「IV. 第三者割当による優先株式の発行について(予定)」「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達は本事業再生計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略及び事業再生のために必要不可欠であることから、上記の資金用途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式について、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社(以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。)に、その株式価値の算定を依頼しました。

フロンティア・マネジメントは、優先株式の一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより、当社の置かれた事業環境、当社の財務状況、金利動向、当社の普通株式の株価変動性及び流動性、本優先株式の発行条件並びに希薄化の影響等を総合的に勘案して仮定

した条件の下で算定を行い、株式価値算定書を当社に提出いたしました。当該株式価値算定書によれば、A種優先株式の株式価値は59円～87円、B種優先株式の株式価値は28円～58円、C種優先株式の株式価値は28円～58円とされております。

当社は、各算定結果を参考にしながら、①当社グループの財務状況、業績動向及び株価動向、②当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を更に強化した体制（連結経営）の構築及び更なるグループ再編を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避であること並びに③B種優先株式及びC種優先株式は、機構による支援手続の一環として、過剰債務の解消を図るために行われる本DESに係る優先株式であること等のあらゆる要素を総合的かつ慎重に判断した結果、A種優先株式の発行価額を60円、B種優先株式の発行価額を435円、C種優先株式の発行価額を435円と決定いたしました。

以上のとおり、A種優先株式の発行価額は、上記の株式価値算定書の評価額の範囲内であり、B種優先株式及びC種優先株式の発行価額は、上記の株式価値算定書の評価額を大きく上回っているため、本優先株式の発行価額は会社法上特に有利な金額に該当しないと判断しておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、会社法上、特に有利な払込金額による募集とされる可能性も存すると考え、本優先株式発行については、平成23年6月21日開催予定の定時株主総会において、特別決議（有利発行決議）による承認を得る予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式には議決権が付与されているため、A種優先株式が発行された段階で、普通株式の議決権に約220%の希薄化が生じることとなります。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が、それぞれ付与されております。そのため、本優先株式の全てが普通株式に転換された場合、A種優先株式は普通株式600,000,000株に、B種優先株式及びC種優先株式は合計で普通株式141,916,209株に転換され、この結果、既存の普通株式の議決権について、下表のとおり、約1,090%（A種優先株式により約881%、B種優先株式及びC種優先株式により約208%）の大幅な希薄化が生じることとなります。

当社といたしましては、①本優先株式発行により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができ、②機構の支援による本事業再生計画の実行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであり、③A種優先株式及びC種優先株式については、発行後1年後から普通株式への転換が可能とされており、また、B種優先株式については、発行後5年経過後からの転換が想定されているため、本優先株式発行により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、急激な希薄化に対する配慮がなされているものと考えております。

また、当社といたしましては、④機構は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立され公的な役割を担う法人であり、機構が当社の株式を保有することには事業面での信用力向上の効果が期待できることから、当社の株主全体の利益に資すると考えられ、他方、機構以外に割り当てられるB種優先株式のみを見れば、その普通株式への転換に伴う希薄化率は最大で約208%と300%を超えないことから、上記「Ⅱ. 事業再生計画の概要 2. 金融支援 (5) 既存株主への影響」に記載のとおり、東証及びJASDAQの上場廃止基準に抵触しない範囲のものであり、引き続き、東証及びJASDAQにおける当社普通株式の上場は維持されるものと考えております。

以上により、当社といたしましては、本優先株式発行は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても合理性があるものと考えております。

		A種優先株式(1)	B種優先株式及び C種優先株式の合計(2)	合計 (1+2)
発行後	発行新株式数	150,000,000株	47,305,403株	197,305,403株
	発行後議決権数	1,500,000個	-	1,500,000個
転換後	転換後株式数	600,000,000株	141,916,209株	741,916,209株
	転換後議決権数(a)	6,000,000個	1,419,162個	7,419,162個
現在の議決権数(注)(b)		680,876個		
潜在的な議決権の希薄化率 (a/b)		約881%	約208%	約1,090%

(注) 平成22年12月31日現在の議決権数を記載しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) A種優先株式

1. 割当予定先の概要	株式会社企業再生支援機構 割当予定先の概要の詳細は、別紙IV-6-(1)をご覧ください。
2. 割当予定先を選定した理由	上記「I. 本件の目的」及び「IV. 第三者割当による優先株式の発行について(予定)」「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。
3. 割当予定先の保有方針	<p>機構によるA種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実行されるものですが、機構法第33条第3項により、機構は、経済情勢、当社の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から3年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならないとされていることから、機構は、原則として、支援決定の日から3年を超えて当社の株式を保有することはできません。また、支援決定の日から3年以内に再生支援が完了した場合は、機構は、3年を待たずにA種優先株式又はA種優先株式と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。</p> <p>なお、当社は、機構以外の者が、A種優先株式のみの保有により当社の議決権総数の過半数を保有する状況が生じないよう、機構との間で、今後締結する引受契約において、機構は、機構以外の者が保有することとなるA種優先株式に係る議決権の数が当社の議決権の総数に占める割合が50%未満となる場合(譲渡に先立ちA種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使することによる場合を含みますがこれに限られません。)に限り、A種優先株式の全部又は一部を譲渡することができることにつき合意する予定です。</p> <p>また、当社は、A種優先株式の払込期日より2年間、機構が、A種優先株式又はA種優先株式と引換えに交付された普通株式の一部又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び</p>

	住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東証及び JASDAQ に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構から確約書を取得する予定です。
4. 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	機構は、機構法に基づき、政府と金融機関が預金保険機構経由等でそれぞれ出資することにより、主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人であり、その事業資金は市中から政府保証付きで借入れを行うことにより調達されているため、払込みに必要な財産を有するものと判断しております。

(2) B 種優先株式

1. 割当予定先候補の概要	株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行を含む、主要取引先金融機関を予定しております。 割当予定先候補の概要の詳細は、別紙IV-6-(2)をご覧ください。
2. 割当予定先候補を選定した理由	B 種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、割当予定先候補である主要取引先金融機関が本 DES 実行時点で当社に対して保有する金融債権の一部であり、これにより、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能になります。また、当社としては、B 種優先株式の発行により、主要取引先金融機関には今後も当社をご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社は上記割当予定先候補を選定いたしました。
3. 割当予定先候補の保有方針	当社と割当予定先候補との間に、B 種優先株式の保有方針に関する取り決めはございませんが、当社としましては、割当予定先候補である主要取引先金融機関に対して中長期の保有を要請する予定です。 なお、譲渡による B 種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、B 種優先株式の払込期日より 2 年間、割当予定先候補が、B 種優先株式又は B 種優先株式と引換えに交付された普通株式の一部又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東証及び JASDAQ に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先候補から確約書を取得する予定です。
4. 割当予定先候補の払込みに要する財産の存在について確認した内容	B 種優先株式の発行は、DES の手法を採用するため、払込みの確実性については問題ないと判断しております。なお、上記のとおり、対象債権は、主要取引先金融機関が DES 実行時点で当社に対して保有する金融債権の一部であります。

(3) C種優先株式

1. 割当予定先候補の概要	株式会社企業再生支援機構 割当予定先候補の概要の詳細は、別紙IV-6-(1)をご覧ください。
2. 割当予定先候補を選定した理由	当社は、DESの手法により、みずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行を含む、主要取引先金融機関にB種優先株式を割り当てることを予定しておりますが、今後の主要取引先金融機関との協議を踏まえ、機構による買取決定予定日である平成23年6月23日まで（同日を含みます。）に機構が主要取引先金融機関から当社に対する債権の買取決定を行った場合、当該債権の現物出資による当該主要取引先金融機関に対するB種優先株式の発行に代えて、当該債権の現物出資による機構に対するC種優先株式の発行を行うことを予定しております。これにより、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能になります。
3. 割当予定先候補の保有方針	機構によるC種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実行されるものですが、機構法第33条第3項により、機構は、経済情勢、当社の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から3年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならないとされていることから、機構は、原則として、支援決定の日から3年を超えて当社の株式を保有することはできません。また、支援決定の日から3年以内に再生支援が完了した場合は、機構は、3年を待たずにC種優先株式又はC種優先株式と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。 なお、当社は、C種優先株式の払込期日より2年間、機構が、C種優先株式又はC種優先株式と引換えに交付された普通株式の一部又は全部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東証及びJASDAQに報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構から確約書を取得する予定です。
4. 割当予定先候補の払込みに要する財産の存在について確認した内容	C種優先株式の発行は、DESの手法を採用するため、払込みの確実性については問題ないと判断しております。なお、機構は、機構法に基づき、政府と金融機関が預金保険機構経由等でそれぞれ出資することにより、主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人であり、その事業資金は市中から政府保証付きで借入れを行うことにより調達されているため、機構は、C種優先株式の払込みに要する財産である金融債権の主要取引先金融機関からの買取りに必要な財産を有するものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 22 年 9 月 30 日現在）		募集後（注 1）	
荒木 恵美子	5.25%	荒木 恵美子	5.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.05%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.05%
荒木 壽一	3.80%	荒木 壽一（注 2）	3.80%
荒木 一実	3.15%	荒木 一実（注 2）	3.15%
日本証券金融株式会社	1.49%	日本証券金融株式会社	1.49%
ユービーエスエーjeeロンドンアカウントアイピービーセグリゲイテッドクライアントアカウント（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.10%	ユービーエスエーjeeロンドンアカウントアイピービーセグリゲイテッドクライアントアカウント（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.10%
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	0.88%	株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	0.88%
藤原 治	0.77%	藤原 治	0.77%
安井 正治	0.46%	安井 正治	0.46%
向 茂夫	0.44%	向 茂夫	0.44%
フィリップセキュリティーズ（常任代理人 藍澤証券株式会社）	0.44%	フィリップセキュリティーズ（常任代理人 藍澤証券株式会社）	0.44%

(注 1) 募集後の持株比率は、平成 22 年 9 月 30 日現在の各株主の保有する株式数に基づき記載しております。

(注 2) 本事業再生計画に基づき平成 23 年 3 月 31 日に締結された株式贈与契約により、平成 23 年 8 月下旬に予定されている本 DES 及び本資金調達に係る払込みの完了を停止条件として、当社代表取締役会長兼社長である荒木壽一氏及び当社常務取締役である荒木一実氏保有の全株式が当社へ無償贈与される予定です。

(2) A 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社企業再生支援機構 100.00%

(3) B 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	主要取引先金融機関 未定

※割当ての内容が確定次第、開示いたします。

(4) C 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社企業再生支援機構 100.00%

(5) 本優先株式発行後及び本優先株式の普通株式への転換後における議決権の状況（見込み）

募集前（平成 22 年 9 月 30 日現在）	募集後（注 1）	本優先株式の全てが普通株式に転換された場合（注 1）	
株式会社企業再生支援機構	-	68.78%	（注 3） 74.07%
B 種優先株式の普通株式への転換後の 主要取引先金融機関（合計）	-	-	（注 3） 17.52%
荒木 恵美子	5.26%	1.64%	0.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社	4.05%	1.26%	0.34%
荒木 壽一（注 2）	3.80%	1.19%	0.32%
荒木 一実（注 2）	3.15%	0.98%	0.27%
日本証券金融株式会社	1.49%	0.47%	0.13%
ユービーエスエーローンドンアカウ ントアイピービーセグリゲイテッドク ライアントアカウント（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.10%	0.34%	0.09%
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資 産管理サービス信託銀行株式会社）	0.88%	0.28%	0.07%
藤原 治	0.77%	0.24%	0.06%
安井 正治	0.46%	0.14%	0.04%
向 茂夫	0.44%	0.14%	0.04%
フィリップセキュリティーズ（常任代 理人 藍澤證券株式会社）	0.44%	0.14%	0.04%

（注 1） 募集後及び本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の議決権の状況のうち、株式会社企業再生支援機構及び B 種優先株式の普通株式への転換後の主要取引先金融機関（合計）以外の株主については、平成 22 年 9 月 30 日現在の各株主の保有する株式数に基づき記載しております。

（注 2） 本事業再生計画に基づき平成 23 年 3 月 31 日に締結された株式贈与契約により、平成 23 年 8 月下旬に予定されている本 DES 及び本資金調達に係る払込みの完了を停止条件として、当社代表取締役会長兼社長である荒木壽一氏及び当社常務取締役である荒木一実氏保有の全株式が当社へ無償贈与される予定です。

（注 3） 本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の機構及び主要取引先金融機関の議決権の状況は、C 種優先株式が一切発行されない場合の議決権比率を記載しております。C 種優先株式が発行される場合には、本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の議決権比率は、機構については上記の比率より高くなり、他方、主要取引先金融機関については上記の比率より低くなります。

※A 種優先株式を取得する機構に対して、会社法第 124 条第 4 項に基づき、平成 23 年 8 月下旬開催予定の当社臨時株主総会において当該株式に係る議決権を付与する予定です。

8. 今後の見通し

A 種優先株式の発行並びに B 種優先株式及び C 種優先株式の転換により、既存株式の議決権に段

階的な希薄化が生じる見込みです。

なお、平成 22 年 12 月末における連結純資産額は 7,131 百万円であり、また本日別途開示しております「業績予想の修正、特別損失の発生及び繰延税金資産の取り崩しに関するお知らせ」に記載のとおり、平成 23 年 3 月期の通期の連結業績予想は、11,000 百万円の当期純損失となっておりますが、本資金調達により、当社は総額 90 億円の資金を調達することとなり、本 DES により当社の有利子負債が約 205 億 8 千万円減少し、加えて本債権放棄により有利子負債が最大約 28 億 1 千万円減少することから、強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。なお、本資金調達及び本 DES により、合計で、資本金の額が約 148 億 1 千万円増加し、資本準備金の額が約 147 億 7 千万円増加する予定です。

9. 企業行動規範上の手続

本優先株式発行は、希薄化率が 25%以上となること及び支配株主が異動することから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号及び JASDAQ の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条第 2 号の定めに従い、株主の意思確認手続として、平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
売上高	383,324 百万円	297,422 百万円	122,186 百万円
営業利益	6,792 百万円	4,387 百万円	△5,004 百万円
経常利益	2,613 百万円	△1,436 百万円	△5,637 百万円
当期純利益	△26,073 百万円	△17,056 百万円	△15,415 百万円
1 株当たり当期純利益	△382.98 円	△250.55 円	△226.45 円
1 株当たり配当額	0 円	0 円	0 円
1 株当たり純資産額	724.02 円	247.99 円	58.18 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 22 年 12 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	68,101,592 株	100%

※平成 22 年 12 月 31 日時点において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始値	1,431 円	312 円	66 円
高値	1,469 円	404 円	123 円
安値	206 円	57 円	50 円
終値	316 円	66 円	85 円

※当社株式の主要市場である JASDAQ におけるものであります。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成22年 9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
始値	74円	90円	74円	92円	122円	147円
高値	121円	90円	101円	126円	182円	159円
安値	73円	72円	72円	88円	116円	125円
終値	91円	73円	92円	120円	146円	132円

※当社株式の主要市場であるJASDAQにおけるものであります。

③ 支援申込み決議日前営業日株価

	平成23年3月30日
始値	97円
高値	104円
安値	97円
終値	104円

※ 当社株式の主要市場であるJASDAQにおけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項（予定）

別紙IV-11-(1)、IV-11-(2)及びIV-11-(3)をご参照下さい。

V. 定款の変更（予定）

当社は、本事業再生計画に基づく本優先株式発行を行うため、平成23年6月21日に開催予定の定時株主総会において、定款の変更に係る議案を付議することを予定しております。なお、本優先株式発行は、本優先株式発行に必要な定款変更が上記の定時株主総会において承認されることを条件の一つとしております。

1. 定款変更の目的

当社は、上記「IV. 第三者割当による優先株式の発行について（予定）」に記載のとおり、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行を予定しており、かかる本優先株式発行を可能とするため、関係条文を新設するとともに、当社の発行可能株式総数を増加するための変更を行うなどの所要の変更を行うことを予定しております。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容につきましては、確定次第速やかに公表いたします。

3. 日程

平成23年5月下旬	定時株主総会の招集に係る取締役会決議（予定）
平成23年6月21日（火）	定時株主総会（予定）

平成 23 年 6 月 21 日 (火)	発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生日 (予定)
	本優先株式に係る定款変更の効力発生日 (予定)
平成 23 年 8 月下旬	本優先株式発行を条件とする発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生日 (予定)

VI. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動 (見込み)

1. 異動の年月日

平成 23 年 8 月下旬 (予定)

2. 異動の理由

上記「IV. 第三者割当による優先株式の発行について (予定)」に記載した A 種優先株式の発行に伴い異動が見込まれるものです。

3. 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主になる株主の概要

別紙IV-6-(1)をご参照下さい。

4. 異動前後における株式会社企業再生支援機構の所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	— (—)	— (—)	— (—)
異動後	親会社	1,500,000 個 (68.78%)	— (—)	1,500,000 個 (68.78%)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、機構が当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することとなる見込みです。

6. 今後の見通し

機構による A 種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実行されるものですが、機構法第 33 条第 3 項によれば、機構は、経済情勢、当社の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から 3 年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならないとされていることから、機構は、原則として、支援決定の日から 3 年を超えて当社の株式を保有することはできません。また、支援決定の日から 3 年以内に再生支援が完了した場合は、機構は、3 年を待たずに A 種優先株式又は A 種優先株式と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。

VII. 代表取締役の異動 (見込み)

1. 異動の理由

本事業再生計画に基づき、新たな経営体制の整備及び充実を図ることを目的とした旧経営体制からの移行の一環として、本 DES 及び本資本調達に係る払込みの完了後、平成 23 年 8 月下旬を目途

に、当社の代表取締役である荒木壽一は辞任し、当社は、機構より推薦を受ける者を新たに代表取締役を選任する予定です。

2. 新旧代表取締役の氏名及び役職名
(新任) 確定次第速やかに公表いたします。
(退任) 氏名：荒木 壽一 (アラキ トシヒロ)
旧・役職名：代表取締役会長兼社長
3. 新任代表取締役の生年月日、略歴、所有株式数
確定次第速やかに公表いたします。
4. 就任予定日
確定次第速やかに公表いたします。
5. その他
該当事項はありません。

以 上

別紙IV-6-(1) A種優先株式及びC種優先株式の割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社企業再生支援機構			
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西澤 宏繁			
(4) 事 業 内 容	事業再生の支援			
(5) 資 本 金	20,130百万円(平成22年12月末現在)			
(6) 設 立 年 月 日	平成21年10月14日			
(7) 発 行 済 株 式 数	330,566株(平成22年12月末現在)			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	153名(平成22年12月末現在)			
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。			
(11) 大株主及び持株比率 (平成22年12月末現在)	預金保険機構		97.52%	
(12) 当 社 と の 関 係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純 資 産				20,242
総 資 産				475,941
1株当たり純資産(円)				50,280.72
売 上 高				2,071
営 業 利 益				515
経 常 利 益				365
当 期 純 利 益				113
1株当たり当期純利益(円)				341.89
1株当たり配当金(円)				-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出しています。

以上

別紙IV-6-(2) B種優先株式の割当予定先候補の概要

(平成22年9月30日現在)

(1) 名 称	株式会社みずほ銀行			
(2) 所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 西堀 利			
(4) 事 業 内 容	銀行業			
(5) 資 本 金	700,000百万円			
(6) 設 立 年 月 日	明治30年6月7日			
(7) 発 行 済 株 式 数	6,396,804株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	(連結)28,823名			
(10) 主 要 取 引 先	一般個人及び法人			
(11) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.00%			
(12) 当 社 と の 関 係				
資 本 関 係	当社の普通株式を0.88%保有しております。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	当社に対して12,209百万円の融資を行っております。(平成22年12月31日現在)			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(13) 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連 結 純 資 産		2,370,250	1,668,372	2,036,642
連 結 総 資 産		69,698,828	71,218,959	72,838,895
1株当たり連結純資産(円)		263,525.25	118,072.45	199,590.04
連 結 経 常 収 益		1,564,920	1,327,168	1,214,751
連 結 経 常 利 益		288,355	△259,620	45,831
連 結 当 期 純 利 益		230,125	△356,777	55,714
1株当たり連結当期純利益(円)		49,246.00	△80,250.45	11,032.09
1株当たり配当金(円)		普通株式 37,010 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第十回第十三種優先株式 16,000	普通株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第十回第十三種優先株式 -

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

(1) 名 称	株式会社三菱東京 UFJ 銀行			
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号			
(3) 代表者の役職・氏名	頭取 永易 克典			
(4) 事業内容	銀行業			
(5) 資本金	1,711,958 百万円			
(6) 設立年月日	大正 8 年 8 月 15 日			
(7) 発行済株式数	12,707,738,122 株			
(8) 決算期	3 月 31 日			
(9) 従業員数	(連結) 56,223 名			
(10) 主要取引先	一般個人及び法人			
(11) 大株主及び持株比率	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 98.41%			
(12) 当社との関係				
資本関係	当社の普通株式を 0.29% 保有しております。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	当社に対して 10,979 百万円の融資を行っております。(平成 22 年 12 月 31 日現在)			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(13) 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連結純資産		7,985,225	6,857,089	9,300,572
連結総資産		155,801,981	160,826,160	165,095,177
1 株当たり連結純資産 (円)		587.12	451.70	574.78
連結経常収益		5,083,631	4,240,043	3,515,787
連結経常利益		794,409	△103,819	458,286
連結当期純利益		591,452	△213,962	362,886
1 株当たり連結当期純利益 (円)		56.93	△21.86	30.16
1 株当たり配当金 (円)		普通株式 46.45 第一回第二種優先株式 60.00 第一回第三種優先株式 15.90 第一回第六種優先株式 80.68	普通株式 5.45 第一回第二種優先株式 60.00 第一回第六種優先株式 210.90 第一回第七種優先株式 43.00	普通株式 17.13 第一回第二種優先株式 60.00 第一回第六種優先株式 210.90 第一回第七種優先株式 115.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

以上

A 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アーク A 種優先株式（以下、「A 種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

150,000,000 株

3. 払込金額

1 株につき金 60 円（総額金 9,000,000,000 円）

4. 増加する資本金の額

1 株につき金 30 円（総額金 4,500,000,000 円）

5. 増加する資本準備金の額

1 株につき金 30 円（総額金 4,500,000,000 円）

6. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構に A 種優先株式の全株式を割り当てる。

7. 申込期日

平成 23 年 8 月下旬（予定）

8. 払込期日

平成 23 年 8 月下旬（予定）

9. A 種優先期末配当金

(1) A 種優先期末配当金

当社は、定款第 32 条に定める剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下、「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下、「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）、B 種優先株式を有する株主（以下、「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下、「B 種優先登録株式質権者」という。）及び C 種優先株式を有する株主（以下、「C 種優先株主」という。）又は C 種優先株式の登録株式質権者（以下、「C 種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下、「A 種優先配当年率」

という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「A種優先期末配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるA種優先中間配当金又は第11項に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

(2) A種優先配当率

A種優先配当率=日本円TIBOR(12ヶ月物)+0.5%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. A種優先中間配当金

当社は、定款第33条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

11. A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優

先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

12. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

13. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

14. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直

後の営業日)からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日)まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

(5) 取得価額の調整

(a) A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 & \text{調整後} && \text{調整前} \\
 & \text{取得価額} &= & \text{取得価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \text{1株当たりの時価}} \\
 & & & \frac{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)}}{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)}} \\
 & & & + \text{新たに発行する普通株式の数}
 \end{aligned}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調

整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
 - (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (6) 合理的な措置

上記(4)ないし(5)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

- (7) 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

- (8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

15. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) 取得請求権

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（以下、「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下、「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(3)に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下、「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(3)においては、第12項(3)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(4) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第14項(7)及び(8)の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

16. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。以下、「一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(2)に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、第14項(4)に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は第14項(5)及び(6)に準じて調整される。

17. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、①平成 23 年 6 月 21 日開催予定の当社定時株主総会において、(i) A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行に必要な定款変更、(ii) 当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、並びに(iii) A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行に係る承認がなされること、②株式会社企業再生支援機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件とする。

以上

B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アーク B種優先株式（以下、「B種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

47,305,403株（上限）

3. 払込金額

1株につき金435円（総額（上限）金20,577,850,305円）

4. 増加する資本金の額

1株につき金218円（総額（上限）金10,312,577,854円）

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金217円（総額（上限）金10,265,272,451円）

6. 募集方法

第三者割当の方法により、以下の者にB種優先株式を割り当てる。ただし、これらの者のいずれか（以下、「引受辞退者」という。）がB種優先株式の全部又は一部を引き受けない場合、当該引受辞退者に割り当てる予定であった株式数を募集株式の数から減少させる。

株式会社みずほ銀行	12,323,286株（上限）
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,386,057株（上限）
上記以外の主要取引先金融機関	合計23,596,060株（上限）

7. 現物出資財産の内容

現物出資財産の内容は、以下の財産とする。なお、これらの財産の全部又は一部が譲渡された場合、当該譲渡された財産により払い込まれるべきB種優先株式に係る割当ては行わない。

株式会社みずほ銀行が当社に対して有する貸付債権	金5,360,629,410円（上限）
株式会社三菱東京UFJ銀行が当社に対して有する貸付債権	金4,952,934,795円（上限）
上記以外の主要取引先金融機関が当社に対して有する貸付債権	合計金10,264,286,100円（上限）

8. 申込期日

平成23年8月下旬（予定）

9. 払込期日

平成23年8月下旬（予定）

10. 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

11. 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

12. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

14. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、本要項第16項に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係る取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、当該

取得日を通知又は公告した日から当該取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

(5) 取得価額の調整

(a) B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当

社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 & \text{調整後} & \text{調整前} \\
 & \text{取得価額} = & \text{取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{aligned}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の

数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 合理的な措置

上記(4)ないし(5)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「一斉転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につ

き、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、一斉転換日における取得価額(第15項(5)に準じて調整される。)で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

18. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

19. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

20. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

21. その他

上記各項は、①平成23年6月21日開催予定の当社定時株主総会において、(i)A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、並びに(iii)A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行に係る承認がなされること、②株式会社企業再生支援機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件とする。

以上

C種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アーク C種優先株式（以下、「C種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

47,305,403株（上限）

3. 払込金額

1株につき金435円（総額（上限）金20,577,850,305円）

4. 増加する資本金の額

1株につき金218円（総額（上限）金10,312,577,854円）

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金217円（総額（上限）金10,265,272,451円）

6. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構にC種優先株式の全株式を割り当てる。ただし、第7項に記載の現物出資財産に相当する株数を限度とする。

7. 現物出資財産の内容

現物出資財産の内容は、以下の財産とする。

B種優先株式の割当予定先のうち引受けを辞退した者から株式会社企業再生支援機構が譲り受けた、当社に対する貸付債権 金20,577,850,305円（上限）

8. 申込期日

平成23年8月下旬（予定）

9. 払込期日

平成23年8月下旬（予定）

10. 剰余金の配当

C種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、C種優先株式

1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

11. 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

12. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

14. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

C種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、本要項第16項に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係る取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、当該取得日を通知又は公告した日から当該取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)及び(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C

種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

(5) 取得価額の調整

(a) C種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{aligned} & \text{（発行済普通株式の} \\ & \text{数-当社が保有する} \\ & \text{普通株式の数）} \end{aligned} + \frac{\begin{aligned} & \text{新たに発行する} \\ & \text{普通株式の数} \end{aligned} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{aligned} & \text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} \\ & \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その

小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 合理的な措置

上記(4)ないし(5)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日(以下、「一斉転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、C種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、一斉転換日における取得価額(第15項(5)に準じて調整される。)で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

18. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

19. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

20. 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

21. その他

上記各項は、①平成23年6月21日開催予定の当社定時株主総会において、(i)A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行に必要な定款変更、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、並びに(iii)A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行に係る承認がなされること、②株式会社企業再生支援機構により債権の買取決定及び出資決定が行われること、③その他各種の法令に基づく許認可等の効力が発生することを条件とする。

以上